

## 復命書

供 覽	所長	次長	総務 課長	技監	治山 課長	係長	課員
	[REDACTED]						
日時	平成 21 年 1 月 21 日 (水) 14:00 から 15:00						
出張先	熱海市水口町 热海土木事務所会議室						
用件	による熱海市伊豆山地内の残土処分場計画について 熱海市伊豆山赤井谷の残土処分場計画に対する打合せを下記のとおり行った。						
内容 及び 結果	記						
	1 出席者	熱海市 まちづくり課 [REDACTED] 熱海土木事務所 用地管理課 [REDACTED] 都市計画課 [REDACTED] 工事課 [REDACTED]					
	2 内 容						
	○概 要	・当該計画地は、平成 20 年 8 月 7 日に林地開発行為復旧工事の完了を認めた場所である。森林法違反による復旧指導を行なう以前に熱海市が土採取条例及び風致地区条例に基づき行為を認めていたため復旧工事の完了に伴い、残土処分が可能となつた。 ・しかし、原状、工期が切れているため [REDACTED] は工期の延長を熱海市に申請している。工期延長を認めるにあたり関係者が集まり、工事内容等を確認することになった。					
	○熱海市の意見	・当初計画の約 38 万 m <sup>3</sup> の残土処分を実行できるとはとても考えられない。もっと現実的な内容に計画を修正したらどうか？					
	○東部農林の意見	・再度の森林法違反は許されない。1 ha を絶対超えないようにすること。 ・現地に施工範囲を杭等で標示し、作業者が間違えないようにすること。 ・原状の計画の延長では、調整池や盛土が林地開発の許可基準を満たさない。将来、事業を拡大し、林地開発の許可を取得しようとする際は、防災計画を大きく見直さなければならなくなる。 ・当面の間は、現実的な量を処理する計画にしたらどうか？当然、防災施設を先行してもらいたいが、具体的な図面がないと関係者は不安になる。					
	○ [REDACTED]	・県や市に絶対迷惑がかからないようにする。面積が 1 ha を超えることは無い。 ・作業を任せるのは信頼できる業者である。(具体的な名称は明かしていない。) ・当面の量は、3,000m <sup>3</sup> ~5,000m <sup>3</sup> 程度である。将来計画については見通しが立たない。					
	○結論	・市は工期の延長を認める。 ・具体的な施工業者が決定したら再度関係者が集まり、作業内容等を確認する。					
3	熱海土木事務所管理課への確認事項 (打合せ終了後、別室にて)	・残土処分計画については行政指導域であり、特段何かを指導することは無い。 ・将来、宅地造成等を行なう際は、事業者に都市計画法第 32 条協議を行なってもらい、河川改修計画を作成し、河川の流下能力を確保しなければ開発行為はできない。					

上記のとおり復命します。

平成 21 年 1 月 21 日

東部農林事務所長 様

職氏名